



福県医発第905号(地)

平成18年7月21日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義



自殺対策基本法の成立について

盛夏の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

自殺予防にむけての総合的対策の推進については、平成18年5月12日付け福県医発第289号にて通知いたしておりましたが、この度、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会会員に対する周知方等につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、自殺対策基本法の施行は、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、今後、厚生労働省より施行通知等がまいりましたら、随時お送りいたしますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



(地Ⅲ63)

平成18年7月12日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
天本 宏

自殺対策基本法の成立について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、自殺予防に向けての総合的な対策の推進につきましては、平成18年4月25日付日医発第77号（地Ⅲ11）をもって貴会宛にお送り申し上げましたが、今般、「自殺対策基本法」が議員立法で国会に上程され、平成18年6月15日に可決、成立し、6月21日に公布されました。

別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課より、各都道府県等精神保健福祉主管課（室）宛に、自殺対策基本法の成立について事務連絡がなされました。

本法律の目的は、「自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とされております。

なお、施行は、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、今後、厚生労働省より施行通知等が出されましたら、お送りする予定ですが、参考までに自殺対策基本法の概要等を送付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成 18 年 6 月 26 日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 精神保健福祉主管課（室）御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

自殺対策基本法の成立について

平素は精神保健福祉施策の推進に格別のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」（本年3月31日付け障発0331010号各都道府県知事・指定都市市長あて通知）により、自殺予防対策を依頼したところですが、今般、別添のとおり自殺対策基本法が成立し、平成18年6月21日法律第85号として公布されました。貴課におかれましては、同法の趣旨も踏まえつつ、引き続き、自殺予防に向けて総合的な対策を推進するようお願いいたします。

自殺対策基本法案の概要

○本法の目的

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること

○内容の概要

1 自殺対策の基本理念

- ① 自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないこと。
- ② 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならないこと。
- ③ 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならないこと。
- ④ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならないこと。

2 国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務

3 政府による自殺対策大綱の策定と、国会への年次報告

4 国・地方公共団体の基本的施策

- ① 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供の実施並びにそれらに必要な体制の整備
- ② 教育活動、広報活動等を通じた自殺の防止等に関する国民の理解の増進
- ③ 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- ④ 職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備
- ⑤ 自殺の防止に関する医療提供体制の整備
- ⑥ 自殺する危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための体制の整備
- ⑦ 自殺未遂者に対する支援
- ⑧ 自殺者の親族等に対する支援
- ⑨ 民間団体が行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

5 内閣府に、関係閣僚をメンバーとする自殺総合対策会議を設置

第七條の二第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事
第七條の三第一項	再免許 厚生労働大臣	禁止処分の取消し 沖縄県知事

第百一条第二項の表第三十一條の項中「第三十一條」を「第三十一條の二第一項」に改め、同表に次のように加える。

第三十一條の二第二号	第七條の二第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一条第二項において準用する第七條の二第二項
第三十一條の二第三号	第七條の三第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一条第二項において準用する第七條の三第一項

第百一条第三項中「臨床研修修了医師」を「臨床研修修了医師」とありに、「臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修修了歯科医師」とありに改める。

(介護保険法の一部改正)

第二十三條 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。
第百十八條第五項中「第三十條の三第一項」を「第三十條の四第一項」に改める。

(民事再生法の一部改正)

第二十四條 民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。
第百二十條の二第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第五十四條の五に規定する社会医療法人債管理者
同法第五十四條の二第二項に規定する社会医療法人債
第百六十九條の二第三項第一号中「第七百六條第一項の社債権者集会」を「第七百六條第一項（医療法第五十四條の七において準用する場合を含む）の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会」に改め、同項第二号中「第七百六條第一項ただし書」の下に「（医療法第五十四條の七において準用する場合を含む）」を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正)
第二十五條 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。
第十八條第四項中「同法第五十一條」を「同法第五十二條第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」に、「第五十一條第一項」を「第五十二條第一項」に改め、「毎事業年度」との下に「事業報告書等」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」とを加え、同法第五項中「第六十九條第一項」を「第六條の五第一項」に改める。

(破産法の一部改正)
第二十六條 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第百五十條第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第五十四條の五に規定する社会医療法人債管理者
同法第五十四條の二第二項に規定する社会医療法人債
(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)
第二十七條 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第九十條中「第二章」を「第四章」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第二十八條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。
第二十一條のうち医療法第七條の二第六項の改正規定中「第七條の二第六項」を「第七條の二第七項」に改める。

(障害者自立支援法の一部改正)
第二十九條 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。
第八十九條第四項中「第三十條の三第一項」を「第三十條の四第一項」に改める。

附則第九十七條を次のように改める。
第九十七條 削除

(厚生労働省設置法の一部改正)
第三十條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「柔道整復師法（昭和四十五年法律第九十九号）」の下に「薬師法（昭和三十一年法律第百四十六号）」を加える。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十二條 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

自殺対策基本法をここに公布する。
御 名 御 璽
平成十八年六月二十一日
内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第八十五号
自殺対策基本法
目次
第一章 総則（第一条―第十条）
第二章 基本的施策（第十一条―第十九条）
第三章 自殺総合対策会議（第二十条・第二十一条）
附則
第一章 総則
第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)
第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名譽及び生活の平穩への配慮)

第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名譽及び生活の平穩に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(施策の大綱)

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第十一条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、身体障害又は疾病について診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対応を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条の大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

第二十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣府長官をもって充てる。

3 委員は、内閣府長官以外の国務大臣のうちから、内閣府長官が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣府長官が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護」の下に、「自殺対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 自殺対策の大綱(自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第八条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中 犯罪被害者等施策推進会議

犯罪被害者等基本法

を
自 犯
自殺総合対策会議

犯罪被害者等施策推進会議

自殺総合対策基本法

改める。

内閣府長官 小泉純一郎
総務大臣 竹中 平蔵
財務大臣 谷垣 禎一
文部科学大臣 小坂 憲次
厚生労働大臣 川崎 二郎

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽
平成十八年六月二十一日
内閣府長官 小泉純一郎

法律第八十六号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十三条第一項第三号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産(第一項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合における当該部分を含む。以下この項において同じ。)を没収することができる。

一 前項各号に掲げる犯罪の犯罪行為が、団体の活動として、当該犯罪行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三条第二項に規定する目的で行われたものであるとき、その他犯罪の性質に照らし、前項各号に掲げる犯罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき。

自殺対策基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 基本的施策（第十一条―第十九条）

第三章 自殺総合対策会議（第二十条・第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（施策の大綱）

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならぬ。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

（調査研究の推進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（国民の理解の増進）

第十二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深

めるような施策を講ずるものとする。

（人材の確保等）

第十三条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十六条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者に対する支援）

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等に対する支援）

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動に対する支援）

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条の大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

第二十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護」の下に「、自殺対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第 号）第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

犯罪被害者等施策推進会議

犯罪被害者等基本法

を

犯罪被害者等施策推進会議	自殺総合対策会議
犯罪被害者等基本法	自殺対策基本法

に改める。

理 由

近年の我が国における自殺の状況にかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。